

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、
その翌日)

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十一号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

- ◆規則 島取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◆告示 島取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◆告示 県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則
- ◆告示 地力増進地域の指定
- ◆告示 飼料の試験の結果の概要
- ◆告示 入会林野整備計画の適否の決定
- ◆告示 保安林の指定の解除予定
- ◆告示 保安施設地区の指定予定
- ◆公安告示 遊技機の型式の認定
- ◆公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
- ◆公安告示 ふぐ処理師試験等の実施

規則

十項中「年一・五パーセント」を「年一・四五パーセント」に、「年二・五パーセント」を「年二・三五パーセント」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第三項中「年三パーセント」を「年二・九パーセント」に、「年三・五パーセント」を「年三パーセント」に、「年二パーセント」を「年一・九パーセント」に、「年二・五パーセント」を「年二パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年〇・九パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・九パーセント」に改める。

別表第一号から第四号までの規定中「年三パーセント」を「年一・九パーセント」に、「年二パーセント」を「年一・九パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年〇・九パーセント」に改め、同表第五号中「こえる」を「超える」に、「年三・五パーセント」を「年一・九パーセント」を「年一・五パーセント」を「年二・九パーセント」に改め、同表第六号中「年二パーセント」を「年一・九パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年〇・九パーセント」に改め、同表第七号中「年三パーセント」を「年一・九パーセント」に改め、同表第七号中「年三パーセント」を「年一・九パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十一号）の規定は、昭和六十一年三月十四日から適用する。
- 昭和六十一年三月十四日前に貸し付けられた農業近代化資金について

ば、なお従前の例による。

4 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（昭和六十一年八月鳥取県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項に後段として次のように加える。

この場合において、旧規則附則第三項及び第五項中「年三パーセント」とあるのは「年一・九パーセント」と、「年三・五パーセント」とあるのは「年三パーセント」と、「年二パーセント」とあるのは「年一・九パーセント」と、「年二・五パーセント」とあるのは「年二パーセント」と、「年一・五パーセント」とあるのは「年〇・九パーセント」と、「年一・九パーセント」とあるのは「年一パーセント」とする。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十二号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則 第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「年六パーセント」を「年五・七五パーセント」に改め、同表第二号中「年五パーセント」を「年四・七五パーセント」に改め、同表第三号を削る。

同表第三号を削る。

別表第二第一号中「年二・パーセント」を「年一・七五パーセント」に改め、同表第二号中「年二・五パーセント」を「年二・二五パーセント」に改め、同表第三号を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則別表第一第一号及び第二号並びに別表第二第一号及び第二号の規定は、昭和六十一年三月十四日から適用する。

3 昭和六十一年三月十四日（以下「適用日」という。）前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（以下「旧規則」という。）第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認（以下「利子補給承認」という。）の行われている農業近代化推進資金のうち、旧規則別表第一第一号及び第二号に掲げる資金については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際に利子補給承認の行われている農業近代化推進資金のうち、旧規則別表第一第三号に掲げる資金については、旧規則別表第一第三号及び別表第二第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、適用日以後に利子補給承認の行われた農業近代化推進資金に対するこれらの規定の適用については、別表第一第三号中「年六パーセント」とあるのは「年五・七五パーセント」と、別表第二第三号中「年二・五パーセント」とあるのは「年二・二五パーセント」とする。

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十三号

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

（昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号）の一部を次のように改正する。
第二条の表鳥取県立博物館の項を次のように改める。

鳥取県立 博物館	入館料	鳥取県立 博物館
展示室等 使用料		
一	国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する国民の祝日等に利用する場合で、知事が特に必要があると認めたとき。	国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する国民の祝日等に利用する場合で、知事が特に必要があると認めたとき。
二	芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う展示会、講演会、講習会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のため利用するとき。	芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う展示会、講演会、講習会その他の集会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のため利用するとき。
三	その他教育、学術及び文化の振興を図るために必要なもの（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のため利用するとき。	その他教育、学術及び文化の振興を図るために必要なもの（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のため利用するとき。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

鳥取県告示第四百号

地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第四条第一項の規定に基づき、次の地域を地力増進地域として指定したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	地区名	地力増進地域
六〇〇一	印賀地区町	図一に斜線で示した区域のうち畑地の区域
六〇〇二	印賀地区町	図二に斜線で示した区域のうち畑地及び樹園地の区域
六〇〇三	明鳥 治地区市	図三に斜線で示した区域のうち水田及び樹園地の区域

告 示

図1 日南町印賀地区

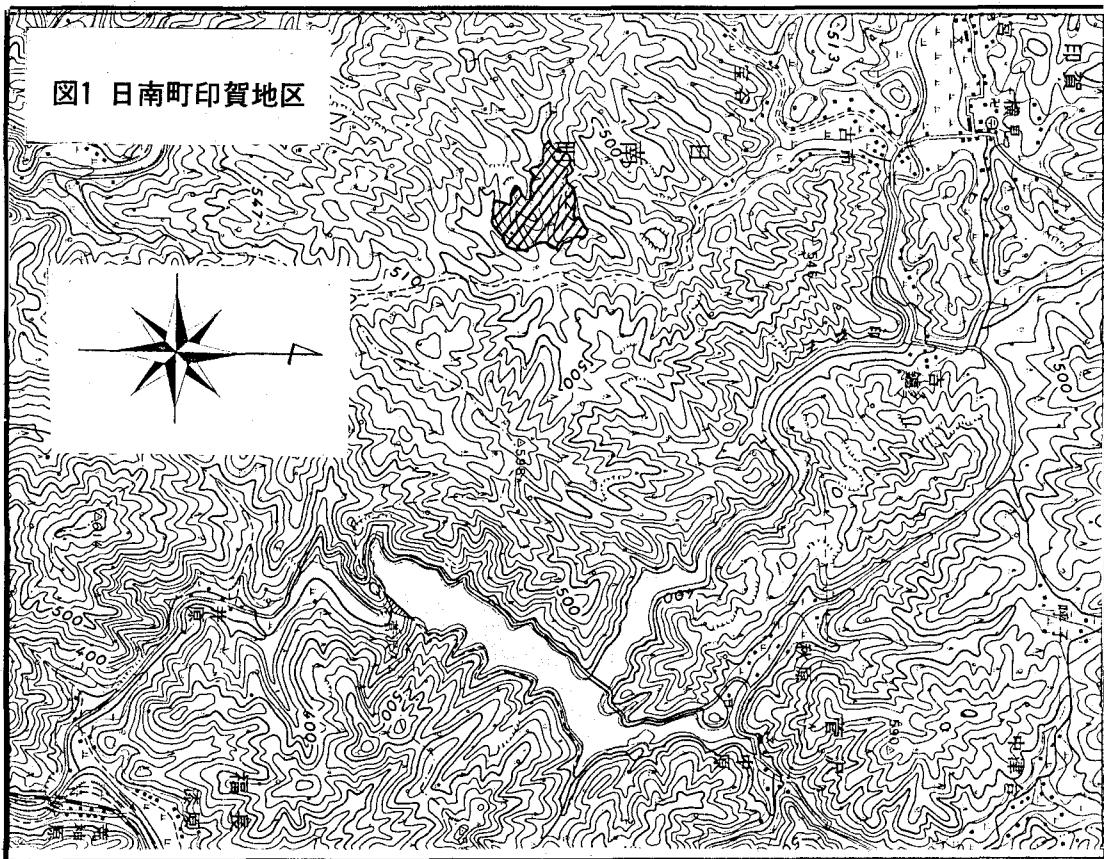
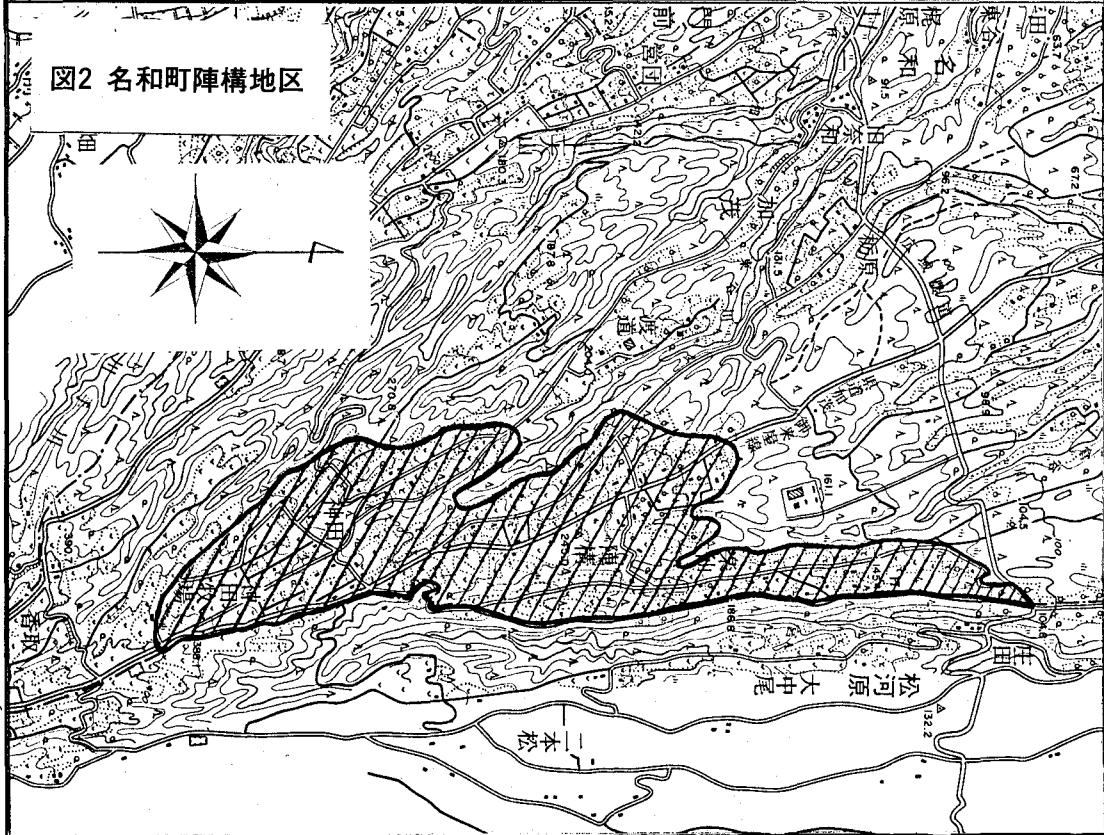


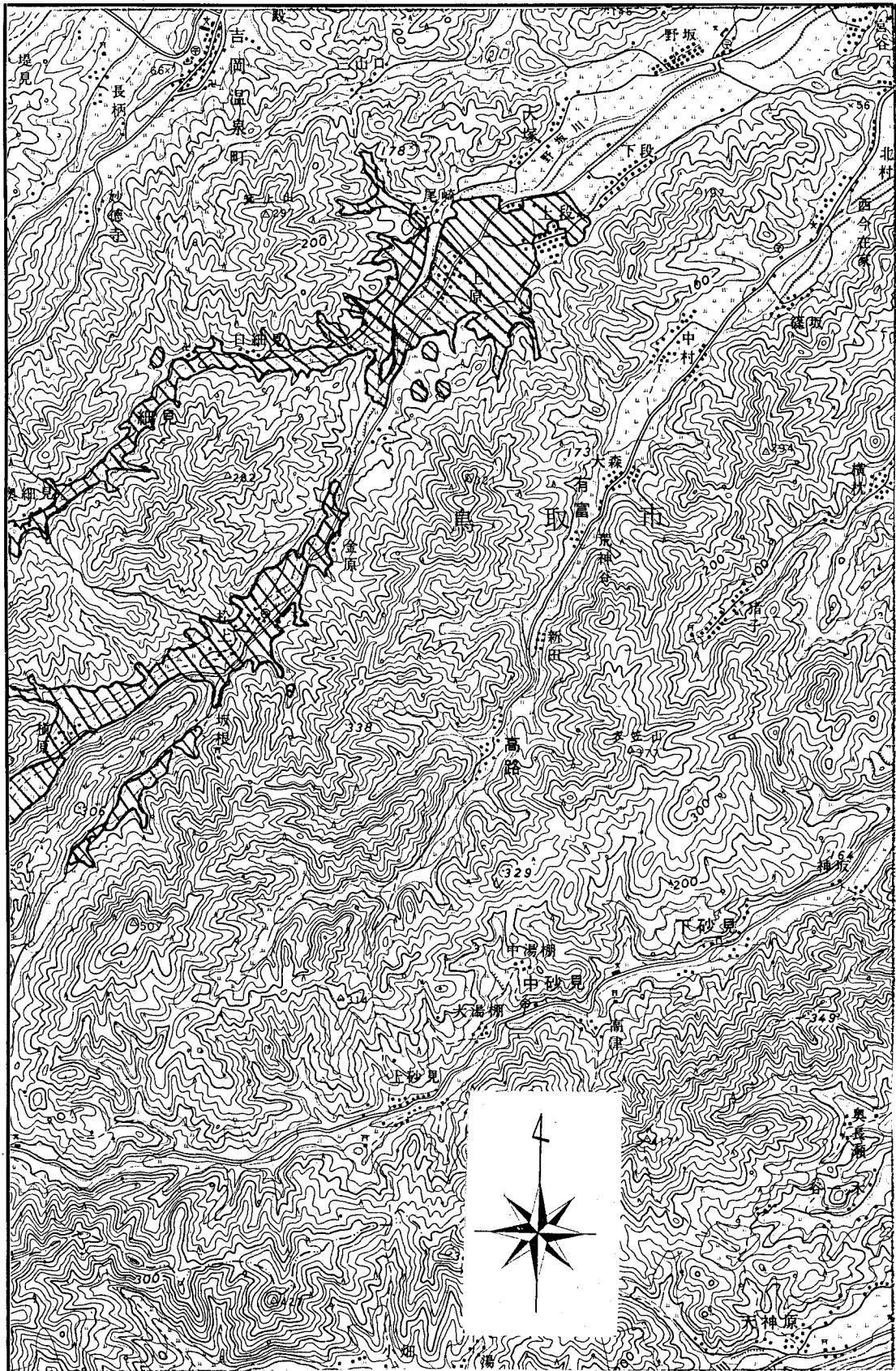
図2 名和町陣構地区



昭和61年4月25日 金曜日

鳥取県公報

第5757号 6

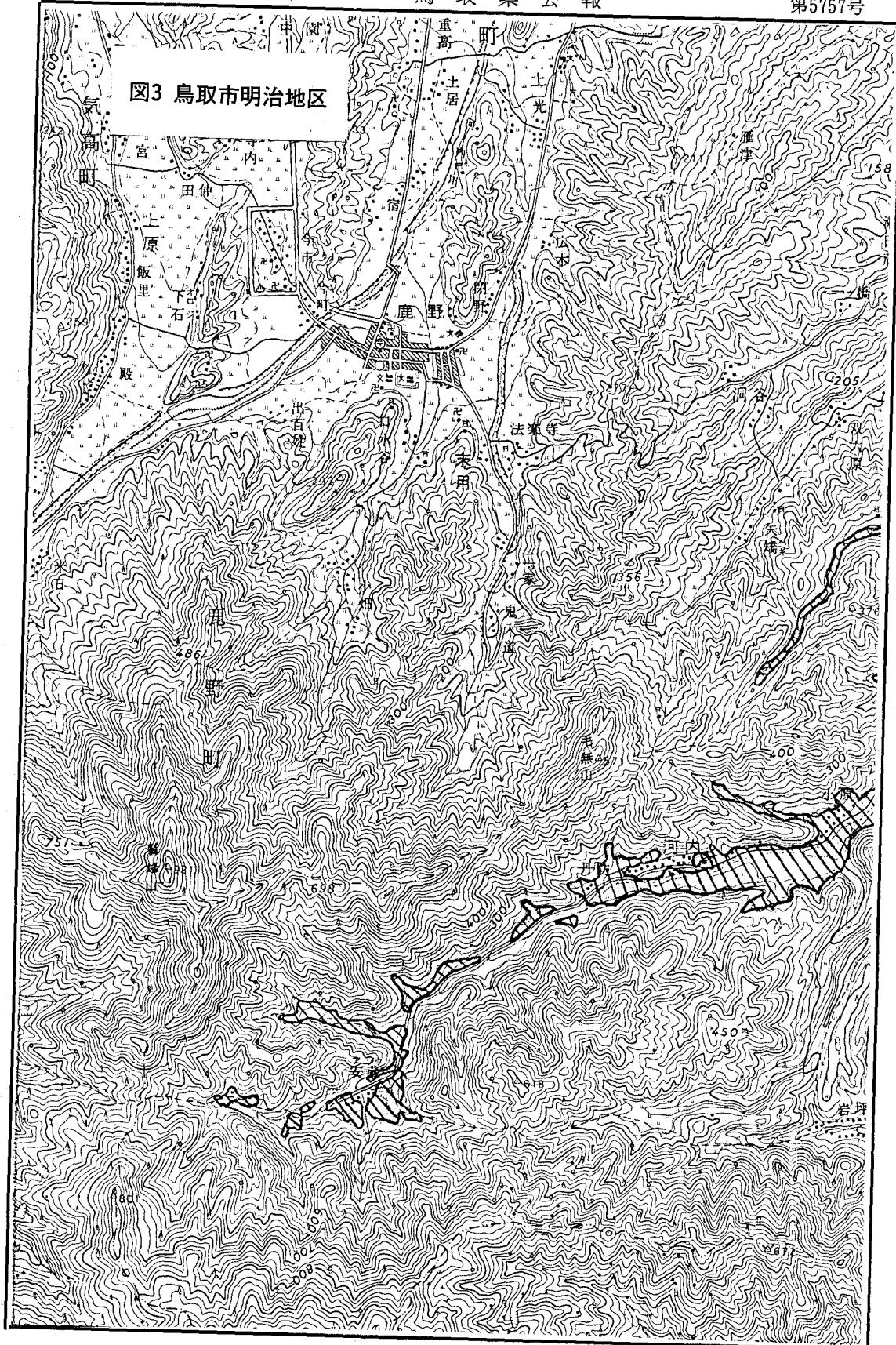


7 昭和61年4月25日 金曜日

鳥取県公報

第5757号

図3 鳥取市明治地区



昭和61年4月25日

報公県取島

鳥取県知事認可印

飼料の安全性の確保及び品質の改進に関する法律(昭和三十六年法律第
三十号)第十一條第五項の規定に據り、昭和六一年四月二日取扱
た飼料の試験の結果を次のとおり記載する。

栄養成分に関する検査

製造事業場の 名称及び所在地	收去場所	飼料の名称	製 造 年 月 (年) 粗 白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗纖維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	りん (%)	試験結果の概要					その他の備考	
									揮発性 塩基性 窒素 (%)	水溶性 窒素 (%)	ペプシ ン消化 率 (%)	D C P	T D N	M E (kcal/kg)	
境港市 協同境港ハイ・ミール	境港市昭和町12 一11 イ・ミール	斐・ミール	61.2	67.9		15.2									
境港市 松景精麦株式会社 山陰工場	境港市外江町字 彦男新田3749 松景精麦株式会社 山陰工場	自家配用 加熱圧ペんとうもろこし	61.3	9.4	3.7	3.7	2.2								
境港市 料株式会社	境港市外江町 3743-1 山陰くみあい飼 料株式会社	くみあい標準配合飼料 バーチック後期 成鶏用エッグマッシュ17	61.3	14.7	3.6	4.5	6.6	1.32	0.78					2,700	
														2,800	
		くみあい二種混合飼料 細目	61.2	9.2	3.4	1.9	1.7								
		くみあい配合飼料 子牛育成用ニューブリー ドマッショ	61.2	17.9	2.6	5.5	6.2	0.89	0.63				15.1	70.0	
		黄金マッシュ											14.4	77.0	
		くみあい配合飼料 ニューハイブリード72	61.2	16.3	2.8	4.3	5.4	0.91	0.63				13.1	72.2	
		くみあい配合飼料 マイトC冬季用	61.3	16.4	4.2	2.6	4.2	0.59	0.51				13.6	79.0	
		くみあい配合飼料 バワーアップパンチB冬 季用	61.3	16.9	4.4	2.7	4.1	0.61	0.52				14.5	79.1	

昭和六一年四月十五日

鳥取県知事 西 駿 次

次

注 1 飼料の名称の欄中「飼」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第四百一號

日野郡日野町本郷1000本郷入会林野整備組合組合長川上義男から申請のあつた本郷入会林野整備計画については、昭和六十一年三月二十六日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百一十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三號
次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十一年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
昭和六十一年四月二十五日

昭和六十一年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

本郷入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年四月二十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四號

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十一年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する

同法第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する

同法第三十条の規定により告示する。

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一二号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一二号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

二 指定の目的

鳥取市栗谷町六一の一四、六一の二一、六二、六四

三 指定施業要件

1 立木の崩壊の防備

- (一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- (二) 間伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線によつて囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

二 指定の目的

気高郡青谷町大字吉川字屋敷廻り五一、五一の一

三 指定施業要件

1 立木の崩壊の防備

- (一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- (二) 間伐に係る立木の伐採を禁止する。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥

取県農林水産部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十五日

鳥取県公安委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ゴールドスター	京楽産業株式会社
	ハイ・パニックI	株式会社三洋物産
	ダービー	
	エフワングレース	
	ラッキーセブン	マルホン工業株式会社

鳥取県公安委員会告示第三十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十五日

鳥取県公安委員長 松 田 喜代次

一 聽聞の期日及び場所

昭和六十一年五月七日 午後一時から

鳥取市東町一丁目111〇

鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

八頭郡佐治村大字福園1-131

竹本勇馬

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和61年4月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

ウ 食品衛生学

(2) ふぐ調理師試験

ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）
ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）

1 試験期日

(1) 学科試験

昭和61年5月27日（火）10時から12時まで

(2) 実地試験

昭和61年5月27日（火）13時から

2 試験場所

(1) 学科試験

米子市西福原444 鳥取県米子保健所

(2) 実地試験

米子市西福原444 鳥取県米子保健所

3 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和61年5月27日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師試験科目

4 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

日曜金曜日 4月25日 61年昭和

5 受験手続

(1) 提出書類

ア ふぐ処理師試験

(2) 受験願書

(3) 履歴書

(4) 戸籍謄本又は戸籍抄本

(5) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）

(6) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所（住所地を管轄する保健所をいう。以下同じ。）の長の証明書

(7) ふぐ調理師試験

(8) 受験願書

(9) 履歴書

(10) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）

(11) 調理師免許証の写し

(12) 受験願書の提出先

所轄保健所に提出すること。

(3) 受験願書の提出期間

鳥取県公報

昭和61年4月30日(水)から5月2日(金)まで

6 試験手数料及びその納付方法

- (1) 試験手数料 8,800円(実地試験に用いるふぐの代金は含まない。)
(2) 納付方法

ア (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

イ 納付した手数料は、返還しない。

7 試験当日の携行品

- (1) 学科試験
受験通知書及び筆記用具

(2) 実地試験

受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び耐水性のはきもの
合格者の発表

8 昭和61年6月7日(土)に所轄保健所に掲示する。

9 その他

詳細については、所轄保健所に問い合わせること。